

第3次無電柱化推進計画について

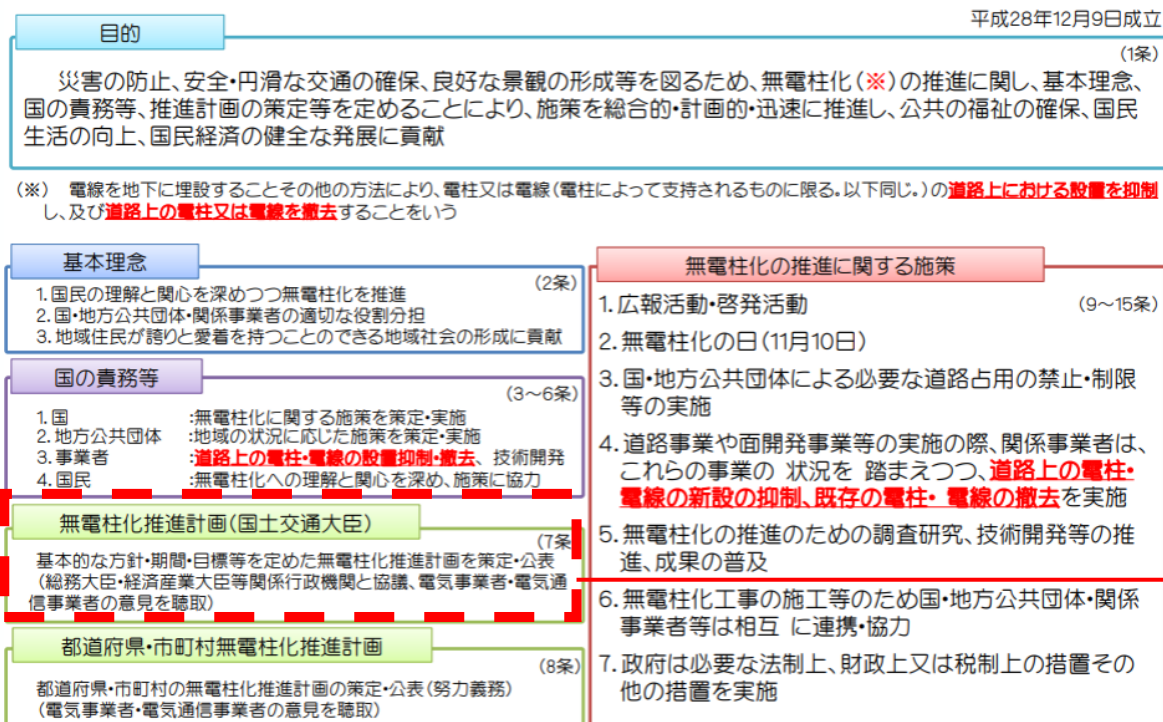
2026年5月20日

資源エネルギー庁

無電柱化の推進に関する法律と無電柱化推進計画

- 災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化（道路上の電柱の設置の抑制及び撤去）の推進に関し、基本理念、国の責務や推進計画の策定等を定めた無電柱化の推進に関する法律が2016年12月に成立。
- 同法に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、「無電柱化推進計画」がこれまで平成30年4月、令和3年5月の二度に亘りに定められ、現在、第3次計画の策定プロセス中（5/14までパブコメ実施）。

「無電柱化の推進に関する法律」概要



※ 公布・施行:平成28年12月16日(附則1項)

※ 無電柱化の費用の負担の在り方等について規定(附則2項)

無電柱化推進計画策定状況

計画	計画作成年月日	計画期間
第1次	平成30年4月6日	平成30年度～令和2年度
第2次	令和3年5月25日	令和3年度～令和7年度
第3次	令和8年度初頭予定	令和8年度～令和12年度

<第7条のポイント>

- 国土交通大臣が無電柱化推進計画を定めなければならない。
- 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者等の意見を聴かななければならない。

第3次無電柱化推進計画（案）のポイント

- 第1次、第2次無電柱化推進計画では、防災の観点での市街地の緊急輸送道路、安全円滑な交通確保の観点でのバリアフリー法に基づく特定道路、通学路、歩行者利便性増進道路、景観形成・観光振興の観点での世界遺産周辺、重要伝統建造物群保存地区を対象道路として、それぞれ3年間で1,400kmの無電柱化着手と5年間で4,000kmの無電柱化着手を目標としてきた。
- 第3次無電柱化推進計画では、これまでの着手ベースの数値目標から、整備完了ベースの数値目標を導入。2026年度から2030年度の5年間で1,000kmの整備完了を目指し、加えて新たに4,000kmの計画を策定することとしている。
- また、第3次無電柱化推進計画では、第1次及び第2次無電柱化推進計画から以下の点などが新たに追加された。
 - ①**優先整備区間**（高速道路 IC から主要拠点間を結ぶ路線等）**を選定し重点的に無電柱化を整備**すること
 - ②**新設電柱の占用制限をバリアフリー特定道路・通学路に拡大**すること
 - ③**市街地開発事業の財政支援において無電柱化を要件化**する方向で検討すること
 - ④**側溝配線や地上配線などの新しい整備手法の活用を促進**すること
 - ⑤**電柱の老朽化状況を踏まえて無電柱化を検討**すること 等

(参考) 第1次及び第2次無電柱化推進計画のポイント

	第1次無電柱化推進計画	第2次無電柱化推進計画
取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増え続ける電柱を減少に転じさせる歴史の転換期とする ・ 事業と制度を両輪として無電柱化を推進する ・ 国、地方公共団体、電線管理者、国民の密接な連携による推進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設電柱を増やさない特に緊急輸送道路については電柱を減少させる ・ 徹底したコスト縮減を推進し限られた予算で無電柱化実施延長を延ばす ・ 事業の更なるスピードアップを図る
計画期間	2018年度から2020年度までの 3年間	2021年度から2025年度までの 5年間
推進目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 無電柱化の対象道路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災：都市部（DID）内の第1次緊急輸送道路 ・ 安全・円滑な交通確保：バリアフリー化の必要な特定道路 ・ 景観形成・観光振興：世界遺産周辺、重要伝統建造物群保存地区 等 ・ オリ・パラ関連：センター・コア・エリア内の幹線道路 2. 計画目標：3年間で約1,400kmの無電柱化着手 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 無電柱化の対象道路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災：市街地の緊急輸送道路、電力や通信のレジリエンス強化の観点で必要な区間 等 ・ 安全・円滑な交通確保：バリアフリー法に基づく特定道路、通学路、歩行者利便増進道路 等 ・ 景観形成・観光振興：世界遺産周辺、重要伝統建造物群保存地区 等 2. 計画目標：5年間で4,000kmの無電柱化着手
施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の合意形成を図る方法や仕組みの検討を進め、普及促進 ・ 低コスト手法の採用によるコスト縮減 ・ 機器のコンパクト化・低コスト化 等 2. 財政的措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地中に設置した電線等について占用料の減額措置を実施 ・ 緊急輸送道路等の無電柱化を防災・安全交付金により重点的に支援 等 3. 占用制度の的確な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新設電柱の占用制限措置を未実施の地方公共団体へ普及促進 ・ 既設電柱の占用制限の検討 ・ 無電柱化法第12条（道路事業の実施に際し、電柱の設置抑制や撤去を併せて行う）の的確な運用 等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急輸送道路の電柱を減少 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土強靱化のための5か年加速化対策により無電柱化を推進 ・ 沿道区域の届出・勧告制度を創設し、関係者が連携し道路閉塞防止 等 2. 新設電柱の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、電柱新設の原則禁止の徹底 ・ 開発許可の事前相談時に、開発事業者等による無電柱化検討を徹底 等 3. コスト縮減の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平均して約2割のコスト縮減を目標 ・ 電線管理者による主体的な技術開発の促進 等 4. 事業のスピードアップ <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間の半減を目標 等 5. 占用制限の的確な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新設電柱の占用制限制度の拡大や既設電柱の占用制限の早期開始 等 6. 財政的措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな託送料金制度の運用にあたり必要な無電柱化が確実に実施されるよう、関係省庁が連携して対応 等 7. メンテナンス・点検及び維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電線共同溝の点検等の統一的な手法を示し適切な維持管理を図る 等

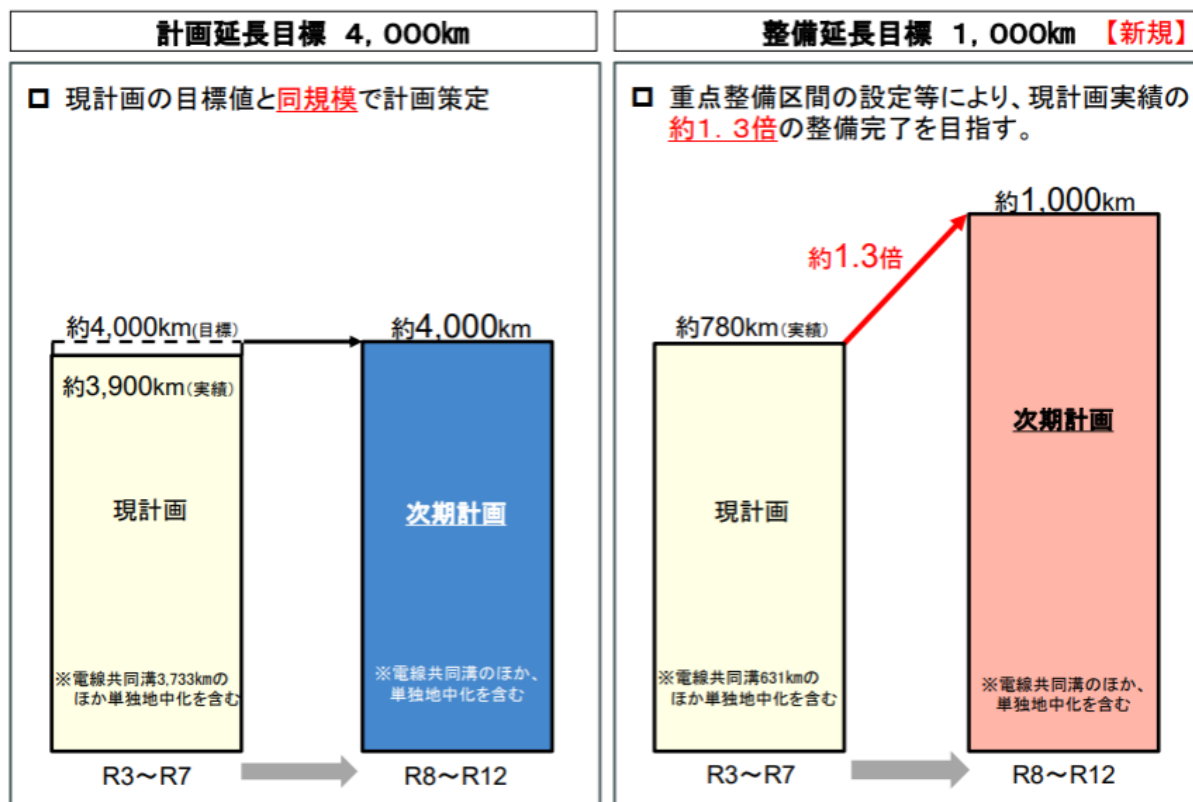
(参考) 第3次無電柱化推進計画(案)のポイント

第3次無電柱化推進計画(案)	
取組姿勢	<ul style="list-style-type: none">・依然として電柱が毎年増えている状況を踏まえ、新設電柱の抑制や既設電柱の削減にこれまで以上に積極的に取り組み、電柱は増やさず確実に減らす。特に、緊急輸送道路については無電柱化を加速する。・地域や現場の実情に応じて多様な整備手法を活用するなど、徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化延長を伸ばす。
計画期間	2026年度から2030年度までの 5年間
推進目標	<ol style="list-style-type: none">1. 各分野の目標<ol style="list-style-type: none">①防災・強靱化：激甚化・頻発化する災害に備え道路啓開の実効性を早期に高める<ul style="list-style-type: none">・優先整備区間を選定し、重点的に整備・工事着手率に代えて、整備完了率を設定、巨大地震に備え、30年程度の中長期目標を設定②安全・円滑：通学路の安全対策と一体として児童の事故リスクを着実に低減する<ul style="list-style-type: none">・「ゾーン30プラス」内の通学路を対象に計画目標を設定、新設電柱の占用制限をバリアフリー特定道路、通学路に拡大③景観形成・観光振興：道路管理者と景観・観光部局の連携を強化し地域全体で切れ目のない景観を創出<ul style="list-style-type: none">・市町村における無電柱化推進計画策定を働きかけ、計画の一体化など、道路管理者と景観・観光部局等との連携を強化2. 計画目標：5年間で電線管理者が単独地中化する区間も含め、約1,000kmの整備を実現、併せて約4,000kmの計画を策定
施策	<ol style="list-style-type: none">1. 緊急輸送道路の電柱を減少：道路啓開の観点から優先整備区間の無電柱化を推進、沿道区域届出勧告制度を積極的に活用2. 新設電柱の抑制：道路事業等と併せた無電柱化の徹底、市街地開発事業の財政支援における要件化3. コスト縮減の推進：側溝配線や地上配線など地域や現場の実情を踏まえた多様な整備手法の活用4. 事業のスピードアップ：手引き作成等による包括発注等の普及拡大、電柱撤去を見据えた工事ロットの設定5. 占用制限の拡大：新設電柱の占用制限を通学路等にも拡大、事業中区間は原則として既設電柱の占用制限を指定6. 点検及び維持管理：占用物件の安全性や維持管理の状況を定期的に確認、電柱の老朽化状況も踏まえて無電柱化を検討

(参考) 次期計画の推進目標と現計画の推進目標との比較

- 次期無電柱化推進計画の計画延長の目標値としては、現計画の目標値の4,000kmと同規模。
- 新たに策定された整備延長目標については、現計画での実績である約780kmの約1.3倍の1,000kmの整備完了を目標としている。

次期5年間の全体目標について



(参考) 2024年度の道路上の電柱増減状況

- 2024年度の道路上の電柱は、国道では減少。緊急輸送道路では、都道府県道、市区町村道でも減少。他方、市町村道を中心に道路全体では1万本弱の電柱が増加。
- 第3次計画では、連続する電柱の更新に合わせた無電柱化や包括発注の普及拡大を通じ市町村道を含めた無電柱化を推進していく。

<2024年度の調査結果>

種別	住宅等への供給 申込み	再エネ発電設備への 接続に係るもの	その他 (更新対応等)	増減 計	緊急輸送道路
国道	▲47 (▲101)	▲2 (+26)	▲391 (+72)	▲440 (▲3)	▲312 (▲87)
都道府県道	848 (+51)	164 (▲94)	176 (+37)	1,188 (▲6)	▲80 (▲62)
市町村道	5,935 (▲726)	1,656 (+177)	1,651 (+872)	9,242 (+323)	▲70 (▲72)
増減 計	6,736 (▲776)	1,818 (+109)	1,436 (+981)	9,990 (+314)	▲462 (▲221)

出典：令和7年度資源エネルギー庁委託調査、送配電網協議会調べ

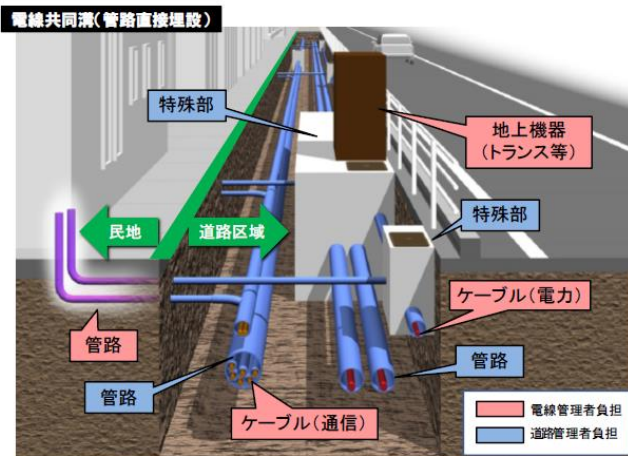
※ () 書きは前年度比の増減数

無電柱化の具体的な方式（電線共同溝と単独地中化）

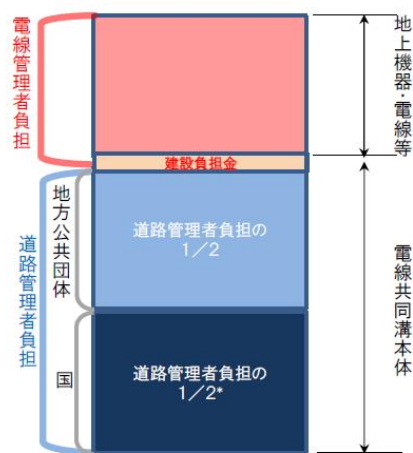
- **電線共同溝方式**は、①**管路などの整備を道路管理者**が実施し、費用の1/2ずつを国と地方公共団体が負担し、②**地上機器や電線等の整備を電線管理者**が実施し、費用負担する。
- **単独地中化**は、電線の地中化の**工程の全てを電線管理者**が実施し費用負担する。各一般送配電事業者は、重要施設への供給ルートなど電力レジリエンスに資する路線について、単独地中化を実施することとしている。

電線共同溝の構造・費用負担

- 電線共同溝本体(管路、特殊部)の整備は、道路管理者が実施。建設負担金を除き、国と地方公共団体が負担（地方公共団体が整備する場合は、国が補助金等で支援）
- 地上機器(トランス等)・電線等の整備や建設負担金は、電線管理者が負担



【費用負担割合】



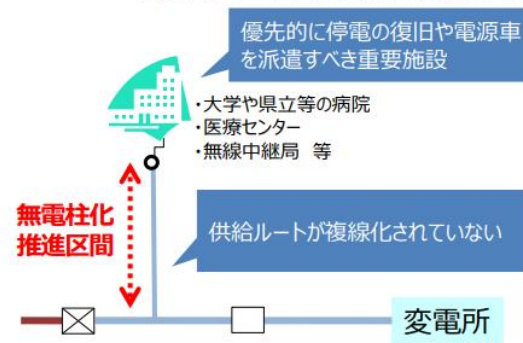
*現在の補助金では5.5/10等

※標準的なケースで国・地方公共団体・電線管理者が1/3ずつ負担

電力レジリエンスの強化の観点からの無電柱化の推進

- 電力の安定供給の観点から、**無電柱化を推進することは重要だが、架空方式と比べ設置費用が高く、その費用が託送料金として当該エリアの消費者に転嫁される。**
- したがって、**地中化を行うことが効果的な区間の考え方を整理した上で、推進していくことが必要。**
- このため、上記区間については、供給ルートが複線化されていないなど、「電柱倒壊等による停電の復旧に時間を要するおそれのあるルート」のうち、**病院や医療センターなどの「優先的に停電の復旧や電源車を派遣すべき重要施設等への供給ルート」を基本として、各一般送配電事業者において区間を選定し、可及的速やかに着手するとともに事業計画を策定していく。** (第35回電力・ガス基本政策小委員会(2021年5月25日))

電力レジリエンスの強化の観点から無電柱化を推進する区間（イメージ）



レベニューキャップ第一規制期間における無電柱化の計画目標

- 一般送配電事業者が、無電柱化推進計画に基づいて実施する工事の費用については、レベニューキャップ制度の中で、託送料金への計上が認められている。
- 第一規制期間においては、計1,891km分（電線共同溝方式及び単独地中化）の費用2,729億円を託送料金に計上し、電線共同溝及び単独地中化を推進。

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	計
電線共同溝による無電柱化	距離(km)	52.8	72.5	822.1	305.3	37.0	166.0	59.5	37.4	110.0	27.3	1,689.9
	費用(億円)	78	95	1,206	419	45	217	80	88	156	52	2,442
電力レギュレーションに伴う単独地中化	距離(km)	10.2	24.5	60.0	28.3	6.0	28.0	14.4	6.8	20.8	1.8	200.8
	費用(億円)	15	39	106	36	7	23	19	6	30	2	287
計	距離(km)	63.0	97.0	882.1	333.6	43.0	194.0	73.9	44.2	130.8	29.1	1,890.7
	費用(億円)	93	135	1,313	455	53	241	99	94	187	54	2,729

※同距離を電柱(架空線、1km当たり2千万円)で整備した場合の費用は約378億円

出典：収入の見直しに関するこれまでの検証内容について 詳細参考資料（料金制度専門会合（第27回）2022年11月28日）より結果を集計

一送各社の無電柱化の進捗状況

- レベニューキャップ第一規制期間における、無電柱化の計画に対する進捗については、①単独地中化は多くのエリアで目標を達成しつつ整備が進捗している一方、②電線共同溝は、地権者交渉や工程調整に時間を要することが多く、沖縄を除く全エリアで目標を下回る状況。

<2023~2025年度の目標値に対する達成率>

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
電線共同溝	目標(km)	30.7	43.5	382.6	137.6	21.0	91.0	25.0	22.4	66.0	15.7
	実績(km)	17.6	21.8	223.7	17.1	10.4	62.9	15.2	13.5	36.3	17.6
	達成率	57%	50%	58%	12%	50%	69%	61%	60%	55%	112%
単独地中化	目標(km)	5.1	12.7	30.0	14.1	3.0	14.0	7.2	3.4	10.4	0.9
	実績(km)	8.4	15.3	39.1	19.0	3.5	15.3	8.0	4.0	16.9	0.0
	達成率	166%	121%	130%	135%	116%	109%	111%	117%	162%	0%

<第一規制期間（2023~2027年度）全体目標値に対する達成率> ※5か年計画のうちの3か年目のため達成率のベースは60%

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
電線共同溝	目標(km)	52.8	72.5	822.1	305.3	37.0	166.0	59.5	37.4	110.0	27.3
	実績(km)	17.6	21.8	223.7	17.1	10.4	62.9	15.2	13.5	36.3	17.6
	達成率	33%	30%	27%	6%	28%	38%	26%	36%	33%	64%
単独地中化	目標(km)	10.2	24.5	60.0	28.3	6.0	28.0	14.4	6.8	20.8	1.8
	実績(km)	8.4	15.3	39.1	19.0	3.5	15.3	8.0	4.0	16.9	0.0
	達成率	83%	63%	65%	67%	58%	55%	55%	59%	81%	0%

第3次無電柱化推進計画における主な取組

電線管理者・国共通

- 新設電柱の抑制や既設電柱の削減にこれまで以上に積極的に取り組み、電柱は増やさず確実に減らすという姿勢で無電柱化に取り組むこと。

電線管理者

- 電線管理者が単独地中化する区間も含め、5年間で約1,000kmの整備を実現するという推進計画の目標を踏まえ、レベニューキャップ制度第2規制期間において、各事業者において適切な目標を設定すること。
- 高度経済成長期に整備された電柱の老朽化が進行している状況を踏まえ、連続する電柱の更新について、その情報を道路管理者に共有するなど効率的に無電柱化に取り組むこと。
- 地上配線など地域や現場の実情を踏まえた多様な整備手法の活用を推進すること。 等

国

- 高速道路 IC から主要拠点間を結ぶ路線等の優先整備区間の無電柱化を重点的に推進すること。
- 市街地開発事業等の財政支援における無電柱化の要件化を検討すること。
- 地上配線の適用範囲の拡大に向けて検討を進めること。
- 側溝配線のモデル事業の実施を通じて現場導入の促進を図ること。 等